

ショートステイ マイライフ徳丸  
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている特別養護老人ホーム マイライフ徳丸について、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、サービスの提供の開始に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1 事業所の概要

(1) 指定番号及び定員数

事業所名	ショートステイ マイライフ徳丸
所在地	板橋区徳丸三丁目32番28号
介護保険指定番号	1371903525
定員	特別養護老人ホーム 84名 短期入所生活介護 4名

(2) 同事業所の職員体制（令和3年4月1日現在）

職種	職員数	職種	職員数
施設長	1	看護職員	4
事務員	4	管理栄養士	1
嘱託医師	1	機能訓練指導員	1
生活相談員	3	介護支援専門員 (他職種兼務)	2
介護職員	29	非常勤職員	12

(3) 勤務時間

早出勤務	7:00～16:00
日勤	8:30～17:30
遅番	11:00～20:00
夜勤	16:30～9:30

(4) 施設の規模、設備概要

		数量	面積
建物	鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階建	敷地面積	3,443.68 m <sup>2</sup>
		建築面積	1,758.98 m <sup>2</sup>
		延床面積	5,747.81 m <sup>2</sup>

共用設備	食堂		2室	
	理美容室		1室	
	機能訓練回復室		1室	
	医務室		1室	
	静養室		1室	
	浴室	一般浴室、機械浴室	1室	
	共用トイレ	ウォシュレット、車椅子対応	4箇所	
居室	個室	トイレ、洗面台、タンス、ベッド、空調完備	11室	平均 19.19 m <sup>2</sup> /室
	2人部屋		3室	平均 27.43 m <sup>2</sup> /室
	3人部屋		1室	39.53 m <sup>2</sup> /室
	4人部屋		17室	平均 45.05 m <sup>2</sup> /室
非常用設備	各居室にナースコール・スプリンクラー・感知器設置 ホーム内に消火器、火災報知器設置 東京消防庁へ直結する緊急防災システムの整備 毎月、防災訓練を行っています。 大規模地震に備えて非常用食品が備蓄されています。			

## 2 サービスの内容

### (1) ご利用期間について

1. 入所時間：利用開始日の午前10時
2. 退所時間：利用終了日の午後4時
3. 入退所日：原則として土・日・祝祭日を除く（月～金）

※ 2回目以降のご利用時はこの限りではありません。

### (2) 短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の作成

1. 利用期間が連続4日以上の利用者には、短期入所生活介護計画を作成します。
2. 短期入所生活介護計画は、利用者の心身の状態に合わせた介護の課題分析、目標、内容等、サービスを提供する際に気をつけること等について記載した計画で、あらかじめ「マイライフ徳丸」のサービス計画担当者が他の専門職と協議の上で原案を作成し、ご本人またはご家族にご説明します。

### (3) 食事

1. 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～  
管理栄養士の立てる献立表により栄養と身体状況に配慮した食事を提供します。（刻み・極きざみ・ミキサー・とろみ等）
2. 原則として離床し、食堂にてお召し上がりいただきます。
3. 選択食、行事食を随時行います。

### (4) 入浴

1. 週2回の入浴、利用者の身体状況によって清拭を行い、入浴後の整髪爪きり、水分補

給等行います。

2. 利用者の身体状況に応じて機械浴、介助浴を行います。

#### (5) 排泄

利用者の排泄リズムに合わせた介護、介助を行い、排泄の自立を援助すると共に出来る限りトイレにて排泄をします。

#### (6) 介護

1. 利用者の状況に合わせ車椅子等補装具を活用し、離床できるよう努めます。
2. 適宜、理容、美容を行います。(自己負担となります。)
3. 褥瘡予防のため、必要に応じ体位交換を行います。
4. シーツ、包布等の交換は週1回行います。私物洗濯はご家族にてお願い致します。3日分程度余分に衣類は持参して下さい。
5. バスタオル、タオル、手拭等は施設にて用意します。
6. 口腔衛生は、身体状況にそった食後の口腔衛生を行います。

#### (7) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が連携し日常生活の中での訓練を主に行います。

#### (8) 日常の相談(苦情の相談含む)

苦情相談窓口は、生活相談員となっております。また、介護職員、看護職員も随時相談をお受けいたします。

#### (9) 所持金品預かり

利用者またはご家族からの依頼により、利用期間中に必要な金銭及び衣類をお預かり致します。この場合、預かり金等管理依頼書をご提出頂きます。

#### (10) 健康管理

ご本人の利用当日、利用中の心身状況が以下のような場合は、ご利用を中止していただくことがあります。

- ① 高熱がある場合
- ② 流感や疥癬などの感染症にかかっている場合
- ③ 他人に危害を加える行為をする場合
- ④ 自傷行為がある場合
- ⑤ 大声を出し続けたり、他人に迷惑を掛ける場合
- ⑥ 極端な介護拒否がある場合
- ⑦ 職員が常時傍にいないと安全が保てない場合

嘱託医師                      内 科      高橋 正人 医師

〒175-0082 東京都板橋区高島平八丁目7番13号

高橋 医院 (Tel03-3936-3758)

歯 科 飯島 兼次 歯科医師  
萩原 循子 歯科衛生士

〒173-0037 東京都板橋区小茂根三丁目13番1号  
飯島 歯科医院 (TEL03-3530-3118)

協力医療機関

板橋区医師会病院

〒175-0082 東京都板橋区高島平三丁目12番6号  
(TEL03-3975-8151)

高島平中央総合病院

〒175-0082 東京都板橋区高島平一丁目69番8号  
(TEL03-3936-7451)

#### (11)送迎

ご家族のご要望に応じて送迎を行います。送迎車手配の関係上、時間調整をお願いすることもございます。

### 3 利用料金と支払い方法

#### (1) 利用料金

利用料金については、別紙1「利用料金表」、別紙2「保険外利用料金」をご参照ください。

#### (2) 支払い方法

当月の利用料は翌月請求となります。請求書は翌月15日ごろ、郵送または面会時にお渡しします。概ね14日以内にお支払い下さい。

次の支払い方法から選択してください。

##### ①口座振替

a. ゆうちょ銀行（手数料10円が口座から引き落とされます）

\*引落日：利用月の翌月27日

b. ゆうちょ銀行以外の提携金融機関（手数料165円が掛かります）

\*引落日：利用月の翌月27日

※引落日が土日祝日の場合は翌営業日になります。

②指定金融機関（巣鴨信用金庫）への振込（振込手数料は自己負担となります）

領収書は、入金を確認後、発行いたします。（原則、翌月の請求書と一緒に郵送又は面会時にお渡しいたします）

### 4 サービスの利用について

#### (1) サービス利用の開始方法

入所のお申し込み

介護支援専門員を通じてFAXにてお申し込みください。ご利用期間を決定した後に、利用契約を締結します。尚、利用の予約は作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の要介護認定の有効期間の範囲内で行うことができます。

ご利用受付は利用月の2ヶ月前より受け付けます。(月～金・9:00～17:00)

## (2) サービスの利用契約の終了

### ①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

### ②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

### ③ その他

- ・ 利用者が利用料金支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず催告書の納付期限までに支払いがない場合、利用者やご家族の方などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、契約を終了させて頂く場合があります。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知します。この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- ・ やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、契約を終了させて頂く場合があります。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知します。尚、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 5 事故発生時の対応及び賠償責任

(1) 事故等の緊急事態が発生した場合は、「連絡基準マニュアル」に基づき、利用者及びご家族、その他の関係者に連絡を取り必要な措置をとります。

(2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には必要な賠償を行います。

## 6 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び受託事業者（以下、事業者等）は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

また、事業者等の職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

## 7 当事業所の特徴等

### (1) 運営の方針

基本理念：『高齢者介護サービスを通じて、地域社会に「安心」・「安全」・「幸せ」の輪を

広げます。』

北野会は、きもちよく たのしく のんびりとくつろげるかいごをさせていただきます

## (2) 運営法人の概要

法人名／代表者	社会福祉法人 北野会 理事長 高麗正夫
所在地	板橋区徳丸三丁目3番28号
電話番号	03-3933-0039
運営事業	○ 第一種社会福祉事業 ・ 特別擁護老人ホーム ○ 第二種社会福祉事業 ・ 老人デイサービス事業 ・ 老人短期入所事業 ・ 老人居宅介護事業 ・ 認知症対応型老人共同生活事業 ○ 公益事業 ・ 地域包括支援センター及び介護予防支援事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 生活援助員事業

## 8 サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所のご相談・苦情担当

当事業所のサービス等に関するご相談、苦情及び要望については、下記の者が担当させていただきます。

苦情相談窓口は、相談員となっております。

- ◇ 苦情受付担当者：小見戸 優司
  - ◇ 苦情解決責任者：小泉 智子
  - ◇ 苦情解決統括責任者：高麗 正道（施設長）
- 電話 03-3933-0039

### (2) 苦情解決第三者委員

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

徳丸民生児童委員会 会長 今井 まき子  
電話 03-6789-2612

### (3) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

板橋区 健康生きがい部 介護保険課 介護保険苦情相談室  
月～金曜日 9：00～17：00（土日祝日、年末年始休み）  
直通電話 03-3579-2079 FAX 03-3579-3402

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 専用  
直通電話 03-6238-0177

## 9 施設利用にあたっての留意事項

### (1) 面会

面会の際は、備え付けの受付カードにご記入下さい。特に面会場所が必要な場合は、あらかじめお申し出下さい。また、ご来所の際は、施設内での携帯電話の使用を禁止させて

頂きます。

(2) 外出・外泊

利用者が外出、外泊される場合はその都度、外出・外泊先、用件、帰着予定日時等をあらかじめ届け出て下さい。

(3) 飲酒・喫煙

飲酒・喫煙は、時間・場所等を制限する場合があります。また、医師等の指示により飲酒・喫煙を制限させて頂く場合があります。特に、喫煙は所定の喫煙場所にてお願いします。

(4) 設備・器具の利用

利用者用に用意された設備、備品等についてはご自由に利用して頂けますが、無断で施設の外に持ち出さないで下さい。尚、故意または重大な過失により設備、器具を破損された場合は、実費を弁償して頂くか、代替品による弁償をして頂きます。

(5) 宗教活動・政治活動・営利活動

施設内での宗教活動・政治活動・営利活動は行えません。

(6) ペット

犬、猫、小鳥等の施設への持ち込み、飼育は出来ません。面会時の持込もご遠慮下さい。

(7) 所持品の持ち込み

貴重品・貴金属類のご持参は控えてください。紛失の場合は責任を負いかねます。

(8) 施設外での受診

施設外の診療機関に通院が必要な場合は、原則としてご家族で対応して頂きます。尚、服薬の変更等がありましたら看護師までご連絡下さい。

入院を要する状態については、事前に家族等の了解を得ますが、緊急時はこの限りではありません。入院中のお世話については、入院先の病院のシステムに従ってご家族の方々にてお願い致します。退院介助はご家族にお願い致します。

10 身体拘束の廃止について

サービスの提供に当り、利用者又は他の入所者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合は、記録・観察を行い、適切に実施されるよう努めます。

11 介護サービスの情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当施設では、第三者による評価を年1回実施しています。これらの情報は、施設正面入り口書庫に設置していますが、東京都または指定情報

公表センターなどのホームページでご覧頂くこともできます。

本書での説明をさせていただいたご家族の方はその他のご家族を代表されて説明を受けたものとさせていただきます。

事業者

所在地 板橋区徳丸三丁目32番28号  
名称 ショートステイ マイライフ徳丸 印  
説明者 社会福祉法人 北野会

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、事業者から本重要事項の説明を受け同意し、本書を交付されました。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係・続柄 ( \_\_\_\_\_ )



下記の加算については、それが算定要件を満たした場合には事前説明をし、算定させていただきます。

	加算の種類	単位数	自己負担 1割分	自己負担 2割分	自己負担 3割分	内容
1	機能訓練体制加算	12単位/日	14円/日	27円/日	40円/日	専従の機能訓練指導員を1名以上配置
2	看護体制加算（Ⅰ）	4単位/日	5円/日	9円/日	14円/日	常勤の看護師を1名以上配置
3	看護体制加算（Ⅱ）	8単位/日	9円/日	18円/日	27円/日	看護職員を最低基準を1名以上配置し、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保していること
4	看護体制加算（Ⅲ）イ	12単位/日	14円/日	27円/日	40円/日	看護体制加算（Ⅰ）を満たし、前年度等の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上の場合
5	看護体制加算（Ⅳ）イ	23単位/日	26円/日	51円/日	77円/日	看護体制加算（Ⅱ）を満たし、前年度等の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上の場合
6	医療連携強化加算	58単位/日	65円/日	129円/日	193円/日	緊急時の取り決めを行い、重度の状態にある方を受け入れた場合
7	夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13単位/日	15円/日	29円/日	44円/日	夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合
8	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15単位/日	17円/日	34円/日	50円/日	夜勤職員配置加算（Ⅰ）を満たし、夜間時間帯を通じて、看護職員等、当加算の要件に該当する職員を配置している場合
9	療養食加算	8単位/回	9円/回	18円/回	27円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
10	若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	134円/日	267円/日	400円/日	若年性認知症の診断を受けている65歳未満の入所者に加算（加算は65歳の誕生日の前々日まで） ※No.17を算定していないこと
11	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日	4円/日	7円/日	10円/日	利用者総数のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が50%以上であり、認知症介護専門的研修を修了している者を1以上配置し、チームでケアを実施している場合
12	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位/日	5円/日	9円/日	14円/日	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を満たし、認知症介護の指導研修を修了している者を1以上配置し、指導を実施、かつ研修計画を作成し、研修を実施している場合
13	サービス提供強化加算（Ⅰ）	22単位/日	25円/日	49円/日	74円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上または勤続年数10年以上介護福祉士35%以上であること
14	サービス提供強化加算（Ⅱ）	18単位/日	20円/日	40円/日	60円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上であること
15	サービス提供強化加算（Ⅲ）	6単位/日	7円/日	14円/日	20円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上もしくは常勤職員75%以上または勤続7年以上30%以上であること
16	送迎加算	184単位/片道	205円/片道	409円/日	613円/日	利用者のご希望により、マイライフ徳丸が送迎を行なった場合にのみ加算
17	認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間を限度）	200単位/日	222円/日	444円/日	666円/日	認知症等により在宅生活が困難で、緊急的に利用された場合に加算
18	緊急短期入所受入加算（7日を限度、但し家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日を限度）	90単位/日	100円/日	200円/日	300円/日	ケアプラン計画に位置づけられていない緊急的な受け入れを行った場合に加算 ※No.17を算定していないこと
19	介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数の8.3%相当額の1割分	左記の1割分	左記の2割分	左記の3割分	
20	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数の2.7%相当額の1割分	左記の1割分	左記の2割分	左記の3割分	
21	介護職員等ベースアップ等支援加算Ⅰ	総単位数の1.6%相当額の1割分	左記の1割分	左記の2割分	左記の3割分	

(別紙1-3)介護保険給付費外費用について

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けている方の場合、負担段階に応じて食費・滞在費の負担が軽減されます。  
 なお、介護保険での給付範囲を超えたご利用日につきましては、食費・滞在費の負担限度額の適用が無くなり、全額実費になりますのでご注意ください。

(食費)

負担段階	食費		キャンセル料金(食材費)	
第1段階	300円/日		朝食	230円/回
第2段階	600円/日			
第3段階①	1,000円/日			
第3段階②	1,300円/日		昼食	305円/回
第4段階	朝食	550円/回	夕食	250円/回
	昼食	750円/回		
	夕食	600円/回		
	合計	1,900円/日	合計	785円/回

\*1 食毎に設定した料金の合計額をお支払いいただきます。負担限度額認定を受けている方は、それぞれ段階に応じて、1日あたりの金額が上限額となります。

\*キャンセル料(食材料費分) ※利用日の前営業日午後5時までにご連絡があった場合は無料

(滞在費)

負担段階	対象者	預貯金額(夫婦の場合)	滞在費	
			従来型個室	多床室
第1段階	生活保護受給者、高齢福祉年金受給者(世帯全員が区民税非課税者)	預貯金等(※2)が1,000万円(2,000万円)以下	320円/日	0円/日
第2段階	世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入(※1)が80万円以下の方	預貯金等(※2)が650万円(1,650万円)以下	420円/日	370円/日
第3段階①	世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入(※1)が80万円を超~120万円以下の方	預貯金等(※2)が550万円(1,550万円)以下	820円/日	370円/日
第3段階②	世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入(※1)が120万円以上の方	預貯金等(※2)が500万円(1,500万円)以下	820円/日	370円/日
第4段階	下記の対象外の方		1,171円/日	855円/日

※1 非課税年金収入とは、遺族年金(寡婦、かん夫、母子、準母子、遺児年金を含む)や障害年金などです。

ただし、弔慰金・給付金などは対象外です。

※2 対象となるのは、預貯金、投資信託、有価証券、その他の現金、負債(一般的な金銭の借入、住宅ローン等)などです。生命保険、貴金属(時価評価額の把握が困難なもの)は対象外です。

\*個室、多床室の選択は可能ですが、部屋の都合上、ご要望に添えないことがあります。

\*医療上個室が必要な場合は、その都度医師の指示書が必要になります。それにより、多床室の料金でご利用いただけます。

○日常的にかかる保険外利用料(選択・同意する項目に、レ点チェックを入れてください)

令和4年4月1日現在

内容	金額	選択 同意欄
おやつ	150円/回	<input type="checkbox"/>
おやつキャンセル料金	95円/回	<input type="checkbox"/>
日常喫茶費	90円/回	<input type="checkbox"/>
理美容(チェリー美容室)	カット:2,000円/回~	<input type="checkbox"/>
各行事スナップ写真	50円/枚	<input type="checkbox"/>
行事・クラブ材料費	実費	<input type="checkbox"/>

介護度	介護給付費	単位数	利用料			負担限度額	滞在費 多床室	食費	おやつ代	日常 喫茶費	自己負担合計		
			1割	2割	3割						1割	2割	3割
要支援1	基本単位	446	¥826	¥1,652	¥2,478	第1段階	¥0	¥300			¥1,366	¥2,192	¥3,018
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥370	¥600			¥2,036	¥2,862	¥3,688
	看護体制加算(Ⅲ)イ	-				第3段階①	¥370	¥1,000	¥150	¥90	¥2,436	¥3,262	¥4,088
	看護体制加算(Ⅳ)イ	-											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	-				第3段階②	¥370	¥1,300			¥2,736	¥3,562	¥4,388
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥855	¥1,900			¥3,821	¥4,647	¥5,473
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	55											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	18											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	11											
要支援2	基本単位	555	¥962	¥1,923	¥2,884	第1段階	¥0	¥300			¥1,502	¥2,463	¥3,424
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥370	¥600			¥2,172	¥3,133	¥4,094
	看護体制加算(Ⅲ)イ	-				第3段階①	¥370	¥1,000	¥150	¥90	¥2,572	¥3,533	¥4,494
	看護体制加算(Ⅳ)イ	-											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	-				第3段階②	¥370	¥1,300			¥2,872	¥3,833	¥4,794
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥855	¥1,900			¥3,957	¥4,918	¥5,879
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	64											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	21											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	12											
要介護1	基本単位	596	¥1,073	¥2,145	¥3,217	第1段階	¥0	¥300			¥1,613	¥2,685	¥3,757
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥370	¥600			¥2,283	¥3,355	¥4,427
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12				第3段階①	¥370	¥1,000	¥150	¥90	¥2,683	¥3,755	¥4,827
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				第3段階②	¥370	¥1,300			¥2,983	¥4,055	¥5,127
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥855	¥1,900			¥4,068	¥5,140	¥6,212
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	71											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	23											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	14											
要介護2	基本単位	665	¥1,159	¥2,318	¥3,477	第1段階	¥0	¥300			¥1,699	¥2,858	¥4,017
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥370	¥600			¥2,369	¥3,528	¥4,687
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12				第3段階①	¥370	¥1,000	¥150	¥90	¥2,769	¥3,928	¥5,087
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				第3段階②	¥370	¥1,300			¥3,069	¥4,228	¥5,387
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥855	¥1,900			¥4,154	¥5,313	¥6,472
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	77											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	25											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	15											
要介護3	基本単位	737	¥1,249	¥2,498	¥3,747	第1段階	¥0	¥300			¥1,789	¥3,038	¥4,287
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥370	¥600			¥2,459	¥3,708	¥4,957
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12				第3段階①	¥370	¥1,000	¥150	¥90	¥2,859	¥4,108	¥5,357
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				第3段階②	¥370	¥1,300			¥3,159	¥4,408	¥5,657
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥855	¥1,900			¥4,244	¥5,493	¥6,742
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	83											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	27											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	16											
要介護4	基本単位	806	¥1,336	¥2,671	¥4,006	第1段階	¥0	¥300			¥1,876	¥3,211	¥4,546
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥370	¥600			¥2,546	¥3,881	¥5,216
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12				第3段階①	¥370	¥1,000	¥150	¥90	¥2,946	¥4,281	¥5,616
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				第3段階②	¥370	¥1,300			¥3,246	¥4,581	¥5,916
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥855	¥1,900			¥4,331	¥5,666	¥7,001
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	89											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	29											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	17											
要介護5	基本単位	874	¥1,420	¥2,840	¥4,260	第1段階	¥0	¥300			¥1,960	¥3,380	¥4,800
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥370	¥600			¥2,630	¥4,050	¥5,470
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12				第3段階①	¥370	¥1,000	¥150	¥90	¥3,030	¥4,450	¥5,870
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				第3段階②	¥370	¥1,300			¥3,330	¥4,750	¥6,170
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥855	¥1,900			¥4,415	¥5,835	¥7,255
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	94											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	31											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	18											

※ 送迎加算は、送迎を行った場合のみ加算となります。

※ 看護体制加算(Ⅲ)、(Ⅳ)及び夜勤職員配置加算(Ⅰ)は、要介護度1以上の利用者のみ加算となります。(要支援1、要支援2、の利用者には加算されません。)

※ サービス費については、小数点以下端数処理の都合上、実際の請求額と料金表とで異なる場合(1円～5円の誤差)があります。

※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所生活介護費・介護予防短期入所生活介護費について所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護度	介護給付費	単位数	利用料			負担限度額	滞在費 個室	食費	おやつ代	日常 喫茶費	自己負担合計		
			1割	2割	3割						1割	2割	3割
要支援1	基本単位	446	¥826	¥1,652	¥2,478	第1段階	¥320	¥300	¥150	¥90	¥1,686	¥2,512	¥3,338
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥420	¥600			¥2,086	¥2,912	¥3,738
	看護体制加算(Ⅲ)イ	-				第3段階①	¥820	¥1,000			¥2,886	¥3,712	¥4,538
	看護体制加算(Ⅳ)イ	-											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	-				第3段階②	¥820	¥1,300			¥3,186	¥4,012	¥4,838
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥1,171	¥1,900			¥4,137	¥4,963	¥5,789
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	55											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	18											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	11											
要支援2	基本単位	555	¥962	¥1,923	¥2,884	第1段階	¥320	¥300	¥150	¥90	¥1,822	¥2,783	¥3,744
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥420	¥600			¥2,222	¥3,183	¥4,144
	看護体制加算(Ⅲ)イ	-				第3段階①	¥820	¥1,000			¥3,022	¥3,983	¥4,944
	看護体制加算(Ⅳ)イ	-											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	-				第3段階②	¥820	¥1,300			¥3,322	¥4,283	¥5,244
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥1,171	¥1,900			¥4,273	¥5,234	¥6,195
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	64											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	21											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	12											
要介護1	基本単位	596	¥1,073	¥2,145	¥3,217	第1段階	¥320	¥300	¥150	¥90	¥1,933	¥3,005	¥4,077
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥420	¥600			¥2,333	¥3,405	¥4,477
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12				第3段階①	¥820	¥1,000			¥3,133	¥4,205	¥5,277
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				第3段階②	¥820	¥1,300			¥3,433	¥4,505	¥5,577
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥1,171	¥1,900			¥4,384	¥5,456	¥6,528
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	71											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	23											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	14											
要介護2	基本単位	665	¥1,159	¥2,318	¥3,477	第1段階	¥320	¥300	¥150	¥90	¥2,019	¥3,178	¥4,337
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥420	¥600			¥2,419	¥3,578	¥4,737
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12				第3段階①	¥820	¥1,000			¥3,219	¥4,378	¥5,537
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				第3段階②	¥820	¥1,300			¥3,519	¥4,678	¥5,837
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥1,171	¥1,900			¥4,470	¥5,629	¥6,788
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	77											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	25											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	15											
要介護3	基本単位	737	¥1,249	¥2,498	¥3,747	第1段階	¥320	¥300	¥150	¥90	¥2,109	¥3,358	¥4,607
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥420	¥600			¥2,509	¥3,758	¥5,007
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12				第3段階①	¥820	¥1,000			¥3,309	¥4,558	¥5,807
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				第3段階②	¥820	¥1,300			¥3,609	¥4,858	¥6,107
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥1,171	¥1,900			¥4,560	¥5,809	¥7,058
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	83											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	27											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	16											
要介護4	基本単位	806	¥1,336	¥2,671	¥4,006	第1段階	¥320	¥300	¥150	¥90	¥2,196	¥3,531	¥4,866
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥420	¥600			¥2,596	¥3,931	¥5,266
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12				第3段階①	¥820	¥1,000			¥3,396	¥4,731	¥6,066
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				第3段階②	¥820	¥1,300			¥3,696	¥5,031	¥6,366
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥1,171	¥1,900			¥4,647	¥5,982	¥7,317
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	89											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	29											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	17											
要介護5	基本単位	874	¥1,420	¥2,840	¥4,260	第1段階	¥320	¥300	¥150	¥90	¥2,280	¥3,700	¥5,120
	機能訓練体制加算	12				第2段階	¥420	¥600			¥2,680	¥4,100	¥5,520
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12				第3段階①	¥820	¥1,000			¥3,480	¥4,900	¥6,320
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23											
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				第3段階②	¥820	¥1,300			¥3,780	¥5,200	¥6,620
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18											
	送迎加算	184				第4段階	¥1,171	¥1,900			¥4,731	¥6,151	¥7,571
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%	94											
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%	31											
	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%	18											

※ 送迎加算は、送迎を行った場合にのみ加算となります。

※ 看護体制加算(Ⅲ)、(Ⅳ)及び夜勤職員配置加算(Ⅰ)は、要介護度1以上の利用者のみ加算となります。(要支援1、要支援2、の利用者には加算されません。)

※ サービス費については、小数点以下端数処理の都合上、実際の請求額と料金表とで異なる場合(1円~5円の誤差)があります。

※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所生活介護費・介護予防短期入所生活介護費について所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定します。